

平成24年第1回定例会 文教常任委員会

平成24年3月2日

渡辺委員

公明党の渡辺です。よろしく申し上げます。私からの質問は、まず1点目は今回の文教常任委員会の資料の14ページにありますが、高等学校奨学金の充実に関連をして幾つか質問をさせていただきたいと思えます。

まずはじめに、この文教常任委員会の資料を見ますと、高等学校奨学金の充実ということで、基本的な考え方の中に、国からの交付金を活用することにより、成績要件を緩和して貸付対象者の拡大を図る、このような考え方が記載されておりますが、まずここから確認をしていきたいと思えます。(2)奨学金の概要ということで、予算額が21億一千数百万円と書いてありますが、この金額に関連をして、この貸付対象者の拡大という考え方を確認をしていきたいと思えます。私の承知をしているところは、たしか平成23年度の高校奨学金の当初予算も、24年度のこの予算額とほぼ同等の21億円程度と記憶をしているんですが、そういう意味からすると、この拡大という考え方がちょっと理解をできない部分が多少あるんです。そこで確認の意味で、平成23年度に実際に執行した奨学金の額、また貸付人数が分かれば教えていただきたい。

学校経理課長

平成23年度の貸付でございますが、貸付者につきましては5,074名でございます。この5,074名に係る所要額ということで申し上げますと、19億5,288万円でございます。

渡辺委員

では確認ですが、今の御説明で、執行額が19億5,000万円程度ということになると、平成23年度の当初予算、21億円程度に対して不用額が出ているという形になりますが、なぜ執行額が減額されたのか、お教えいただけますか。

学校経理課長

主な事由といたしまして、いわゆる少額貸付として、公立、私立とも低い金額の貸付も設定してございますので、そちらの人数が多かったということでございます。

渡辺委員

公立、私立で貸付金額が違うことと、あと少額の貸付制度を新たに導入したということで、課長の御答弁の意味合いはよく分かりました。ただ、確認を含めてですが、この高校奨学金の予算の考え方、例えば平成23年度当初予算は約21億円あったわけです。それに対して執行額は19億5,000万円、それで当初の予算よりも貸付額が減ったのは、少額貸付に手を挙げた方が多かったということでございます。平成23年度はもう終わった話ですが、この予算執行に当たっては、予算の総額ありきなのか、それとも人数による額がまずありきなのか、この辺の考え方をちょっと確認をさせていただきます。

学校経理課長

現在、国からの臨時特例交付金を活用して、高校生の奨学金事業を運営してございますが、この間につきまして、とりわけ平成23年度につきましては、前年度、平成22年度の予算人数を確保するという事で、同人数を前提にしまして予算を積算してございます。

渡辺委員

予算の積算の仕方は今の御答弁でよく理解はできるんですが、例えば、平成23年度は5,074人の奨学金利用者があったという御答弁でした。例えば予算の額が21億円あっても、これは応募者がなければしょうがない話で、恐らく手を挙げた方5,074人の全員に貸し付けていただいたんだと私は思います。ただ私が言っているのはその部分ではなくて、例えばもう少し手を挙げる方がいらっしゃれば、人数うんぬんではなくて、21億円までフルでニーズに対応をするということではできたかどうか、御答弁願います。

学校経理課長

平成23年度につきましても委員御指摘のとおり、申込みをいただいた方で資格要件を満たす方につきましては、全員採用をさせていただいております。今後につきましても期間は短いんですけれども、申込みいただければまだ採用できるという状況でございます。

教育財務課長

予算があればその中で対応する、そういうことでございます。あくまでも予算に縛られているということでございます。

渡辺委員

特に数年前から、県の高校奨学金も柔軟に対応していただいて、当初の一般募集で6月、7月に決定したものと別は別に、緊急経済対策を使って途中の申請にも対応をされるということで、今御答弁いただいたと思うので、それは是非よろしく願いをしたいなと思います。この高校奨学金については、以前からいろいろな取組をしていただいて、少しずつ拡充していただいている、このことは評価するんです。ただちょっと気になるのは、私どもに入ってくる声の中に、応募の段階で上限ぎりぎりの年収の方については、当然低所得の方から優先的に積み上げていくわけですから、年収制限の上限ぎりぎりの方については、受付する段階で若干排除というか、採用されるのが厳しいだろうというような御指導が入るといいうか、そういった声を若干聞くんですけれども、その辺の状況はどうですか。

学校経理課長

今年度につきましては、御相談いただいている方全員につきまして所得条件を検討させていただきましたが、所得がオーバーして御辞退いただいている方はございません。

渡辺委員

特に国のこういう交付金が入っている中ですから、そういう対応もなるべく柔軟にさせていただきたいと思ひますし、教育委員会に入らないまでも、前段として学校のレベルでそういうことがないように、是非よろしくお願ひをしたいなと思ひます。

それで平成24年度予算の方に入るわけですが、具体的な質問に入る前にちょっとお話をさせていただきたいのは、昨年9月の常任委員会、第3回定例会のときになります、私どもの質問で、国からの高校奨学金に対する交付金の措置額が、他県に比べて神奈川県はちょっと差があるのではないかと御指摘をさせていただきました。

具体的にそのときに引き合いに出させていただいたのが、人口が神奈川県と同程度の、例えば大阪府だとか、あと福岡県の話を出させていただいて、昨年9月に会計検査院が出した書面に基いて金額を確認させていただきました。例えば、神奈川県の一一般的な奨学金の国からの交付金の額が平成22年度は約3億5,000万円でありまして、これに対して人口が同等である大阪府は45億円、さらに福岡県は約16億円ということで、国からの交付金措置が歴然と違っていて、これはおかしいのではないかとこのことを質問させていただきました、教育委員会の方も、その後国に対して是正を求める動きをしていただいたということは承知しています。そのときに国の方の特例交付金の延長措置についても、併せて国に対して要望したと認識しておりまして、今回の予算措置の資料の中に、国からの交付金を活用することによりとありまして、これは特例交付金が延長されたということも含まれた表現だと思いますが、それとは別に一般的な奨学金の交付金額について、平成24年度は具体的に何らかの是正や改正はされたんでしょうか。

学校経理課長

旧日本育英会から事業移管されました奨学金事業に伴いまして、国から交付されております交付金、いわゆる移管交付金額の是正につきましては、昨年11月4日に企画調整部長とともに、文部科学省の高校就学支援室長の方に教育長名の要望書を持ってまいりまして、交付金額につきまして本県の貸付額総額の実態に見合うように交付額を助成するようという要望をまいりました。

平成24年度に向けましては、文部科学省の担当官の方に随時状況を確認している中では、文部科学省としまして、他県への交付額も含めて是正の必要性は認識しており、現在はそれに向けて検討中であるということでございました。具体的に平成24年度の交付額につきましては、通例ですと4月になりましたから内示をされるということで、現時点ではまだ具体的な数字については伺っておりません。

渡辺委員

今の御答弁はいろいろと妙だと思ひます。いいようにとれば、交付額が増えてくるかもしれない、それも平成24年度から来るかもしれないというような

御答弁に聞こえます。でも、我々は今、既に平成24年度の予算の審査をやっている段階なので、今の御答弁だと、ちょっと不確定要素というか、今の御答弁の内容が今回の予算の中にどう折り込まれているのか、よく分かりません。

それで、確認の意味で、今言った不確定要素がありながらも、今回の予算額の概要の21億円という予算の内訳の中で、今言っている通常の交付金と緊急経済対策も含めた特例交付金、この額は21億円の中でどの程度見込んでいるのでしょうか。

学校経理課長

平成24年度当初予算につきましては、21億1,300余万円ということで計上させていただいておりますが、そのうち今お話がございます旧日本育英会からの事業移管に伴う交付金につきましては、2億5,847万2,000円を内訳として計上させていただいております。

渡辺委員

そうしたら、特例交付金は幾ら見込んでいるのでしょうか。

学校経理課長

延長されました臨時特例交付金につきましては2月の下旬に交付決定を頂けましたが、神奈川県全体、すなわち県民局でやっております私立高校に対する授業料援助事業等も含めた総額でございますが、18億223万9,000円の交付決定額を頂戴しております。

渡辺委員

今の全体的な予算として18億円程度ということでありましたが、再度確認しますが、そのうち高校奨学金に充てる見込みの特例交付金は幾らになるのでしょうか。

教育局企画調整部長

18億円のうち、現時点では約6億9,000万円ぐらいを充当しようということで考えておりますので、21億円の内訳としてその額を考えております。

渡辺委員

そういう意味では、まだ不確定要素も含んだ中での予算措置という答弁に聞こえてきますが、とりあえず特例交付金、約6億9,000万円を充当するという話は置いておいて、通常の交付金について言わせていただくと、先ほど指摘をさせていただいた会計検査院が出した資料に基づいた金額で言いますと、平成22年度、神奈川県は約3億5,000万円と言わせていただきました。その交付金が、実は平成23年度、つまり現予算の中では3億円になっているんです。減額しているわけです。

さらに、今の御答弁を聞くと、平成24年度が今のところ2億6,000万円弱になっているということです。これはかなり問題意識を持っていただかないと、か

い離があると言いながらも、国から来る交付金額は更に減っているということだと思っておりますが、この辺はどういう認識をされていますか。

学校経理課長

委員に御指摘いただきましたとおり、私どもといたしましては、今後も引き続きまして、文部科学省に対しまして、神奈川県は貸付総額の実態に見合うような交付金に是正するように要求をしております。この神奈川県の予算につきましては、安定的な運営ができるようにということで、少し厳しめに国が想定している金額ですが、これにつきましては、これで納得ということではなくて、国の方に、今後も引き続き金額の是正を強く要望しております。

渡辺委員

是非お願いをしたいと思っております。例えば、ここ数年でこの高校奨学金の予算の原資の中で、返還金が年々増えてくる。つまり返ってくるお金だとか、あと奨学金基金の方から繰入れがあるとか、そんな話になると財政構造が少し変わってくるので、変な言い方だけれども、国がその状況を見ちゃうと、神奈川県の交付金はもっと減らせるじゃないか、財政的に結構しっかりしているじゃないかという発想にもなりかねないので、是非その辺は先ほども述べましたが、もともとの交付金の是正のことも強く言いながら、強力に推進方お願いをしたいと思っております。

このことだけやっていると質問が先に進まないで、次に行きますが、今回の説明資料の中で、返還に関する負担軽減制度の充実という説明があります。これは大学等に進学した場合などに返還を猶予する制度を設けているが、これまでの返還猶予制度に加え、経済的な事由により返還が困難となった奨学生に対し、その間返還を猶予する制度を整備する、という記載であります。

これは、我々が認識している今までの神奈川県の高校奨学金の返還猶予制度とは違う記載になっているんですが、これはどういうことなのか、ちょっと御説明願えますか。

学校経理課長

本県の返還猶予制度につきましては、進学や進学準備、あるいは就職活動や職業訓練、あるいは病気などのため、就労が困難な場合、あるいは生活保護を受けている場合などについて、一定期間返還を猶予するというものでございます。今回は国の方から、延長された臨時特例交付金を活用するに当たって、低所得世帯の生徒で奨学金を借りた本人が、学校を卒業後、経済的な理由により返還が困難な場合については一定の収入を得るまでの間、返還を猶予する制度を各県で導入することが条件であると申されておりまして、その際、国は日本学生支援機構の猶予制度を参考に検討してくださいと話しております。

この日本学生支援機構の制度につきましては、現行で最長5年となっております猶予期間を、今後につきましては、奨学金を貸し付ける際に年収300万円以下の低所得世帯の学生で、本人が卒業後年収300万円を得るまでの間は無期限で返還を猶予する制度をつくると言っておりまして、文部科学省はこの猶予制度

を参考に各県で予算措置するようにと申してございます。そのため神奈川県につきましても、この制度を参考に、現在検討を進めておるといふ状況でございます。

渡辺委員

説明が御丁寧過ぎたのか、よく分からない点があるので再度の整理をさせていただくと、一つは生活困窮をされている年収300万円以下の世帯の方々に、年収300万円を得るまでということでしたけれども、要は、今現在300万円の厳しい生活をしながら奨学金を借りて学生に行っている方々は対象なのか、正規の就労に就けていないで年収が300万円に満たなくて、自分の生活をするのに精一杯で奨学金を返還できる余裕がないという意味での300万円なのか、ちょっともう一回整理の意味で、どちらが対象者なのか教えてもらえますか。

学校経理課長

今回、国の方から制度創設を求められている猶予制度につきましては、平成24年度から26年度までの間に延長されました臨時特例交付金を活用して貸し付けた生徒さんについてを対象にする制度と聞いてございまして、その際の条件としまして、借りる際はもちろん高校生でございますので、その生徒さんが属している世帯がいわゆる一定の収入以下の生徒さんで、その生徒さんが高校を卒業後、一定の収入を得るまでの間が猶予となる、そういう制度と聞いてございます。

渡辺委員

今のお話しだと、私はちょっと個人的には延長制度の制度設計の意味合いがちょっと理解できないと思うんです。今回の緊急経済対策というのは平成23年度までであって、更に延長して平成26年度までということですね。それに見合うように猶予制度も新たに考え直せと国から言われているということで、今の御答弁だと平成24年から26年に貸し付けた人がその後返還するときに猶予があるんだという話です。そうすると、実際は新年度から借りた方は、そこから3年間高校に行くわけですね。平成24、25、26年度と高校に行きます。早くても返せるのは平成27年度からです。

そこで猶予制度がうんぬんという話になると、その方が返し始める平成27年度からは返還猶予の制度がないというのは、ちょっと整合性がないような気がするんです。

例えば平成24年度、25年度、26年度とこの緊急経済対策をやっている間に返還をしなきゃいけないというのではなくて、その対象の方々に、今は景気も厳しく就労の環境も悪いので、年収が300万円に達するまでは猶予しますということならば、私自身は理解をするんです。でも今の課長の御答弁だと、平成24年から26年度に受けた方が、その後猶予になるという話だったんですけども、私の理解は間違っていますか、間違っていたら訂正してください。

学校経理課長

先ほど御説明させていただきました内容は、文部科学省の方から臨時特例交付金を活用する際の最低限の条件として示されたものでございまして、具体的にどういう生徒さんを対象とするのかという部分については、現在私どもで詳細を検討中でございます。そのため、今、委員の御指摘にございましたとおり、例えば、県の一般財源で貸し付けた人間について、公平性の観点からどうなのか、あるいは平成23年度以前に貸付けが終了しこれから返還を迎える人間で、現に経済的な理由から返還が困難となっている人間、こういう生徒さんについても、対象にする必要があるのではないか、あるいは逆に臨時特例交付金の活用期間が終了する平成27年度以降につきましても、やはり経済的な理由から返還が困難となったような場合につきましても、そういう方も対象とする必要があるのではないか、こういう観点も踏まえまして、奨学金を借りる方、あるいは奨学金を返還される方にとって、不利益、あるいは不公平とならないような形の制度設計に向けて、現在検討を進めているところでございます。

教育局企画調整部長

1月に文部科学省の方から事務連絡をもらっております。その中では、今、課長から申し上げたとおり、要は、これから貸し付ける方がある程度低所得の家庭であるということと、その方が返還するときに収入が一定程度以上になるまでは返還を猶予する、そういう大枠の仕組みが示されているんですけども、まだ実際に所得要件などについて詳細は詰めておりませんで、例えば過去に貸したものの返還なんかはどうするのかとか、例えば同じ方であっても、平成23年度に借りたものと24年度に借りたものが交じって返すときに、実際どうなってしまうのかとか、そこら辺のところにつきましても、まだ国の方から細かいお話がございません。そのため、まず国がどういうことで神奈川県に対して、今回、特例交付金に対して求めるのかということをもとにきっちり確認した後、その後に我々として、過去から借りた方とのバランスなんかも考えながら対応していきたいと考えております。ただ全くバランスを欠いてはいけないということになりますと、過去10年も20年も前に借りていた人に対しても、一律に所得300万円を超えてないと返還を求めないということになると、それはそれで奨学金制度そのものに非常に大きな根幹的な影響が出てしまいますので、そこをどうするかは、今後十分に検討してまいりたいと考えているところです。

渡辺委員

確かに、今御答弁のあったとおりでと思うんです。これは一概に県を責めているわけではなくて、悪い表現をすれば、国が余り細かいことを考えずに、要は緊急経済対策みたいなものを奨学金の中で返還費用として披露したみたいなことで、それが今度、県の方で様々な問題になっていると思うんです。ただもともとの考え方は私も理解するわけですよ。

要は経済が困窮している方々、就職に困窮している方々がたくさんいるという実態の中で、このことも考えなきゃいけないので国が示してきたと思うので、そこは受け止める必要があると思うし、大事な視点だと思います。

ただし、今言ったようないろいろな制度を今まで運用してきた中で、急きよ変えるという話はなかなか難しい話なので、今やりとりをしていて、聞いていらっしゃる他の委員の方も半分分かって、半分分らないという状態かとも思うんですけれども、そういうことになっているんだと思うので、しっかりそれはやってほしいなと思います。

例えば、先ほど私が一つの視点として言ったのは、ここの中では経済的困窮うんぬんと書いてありますけれども、奨学金を受けるときに困窮していても、将来ちゃんと働けるのなら返せばいい話なので、生活保護世帯のときに就労をして、その後、一般家庭、一般生計をきちんとやれるようになるのがいいのですから、しっかり学習をしてもらって、奨学金をそういう方に対して貸し付けて自立してもらおうという、もともとの制度の根幹を考えれば、貸付けの時点で生活保護世帯だから、返還を一律猶予にするということではないんだと思うんです。

確かに、そのときに300万円とかいう基準は必要だと思いますけれども、その辺はしっかり精査していただいて、混乱を来さないようお願いをしたいと思うのと、特にこのタイミングでも、平成23年度中によりやく奨学金を受けていらっしゃる方と、この後4月に入れば新たな奨学金の手続に入られる方がいらっしゃるの、そういう意味では制度の設計というか、説明というか、すり合わせというのは、そんなに時間のある話ではないと思います。また新たなスタートで、今までと同じような形で暫定的にスタートして、後から変えるということもできるかと思えますけれども、できれば本来のスタートの時点でちゃんと説明ができればいいと考えておまして、後で、言った、言わない、約束が違うじゃないかというふうにならないように、しっかりお願いをしたいなと思います。

その上で一つ予想されるのは、県の奨学金の財政的な負担が出てくるんだろうということです。国に強制力があるのかどうか分かりませんが、一律にそういう猶予制度をつくって、神奈川県だって昔は機構と同じように5年以上の猶予だったと思うんですが、それをいろいろな理由があって猶予は一旦1年に限ったわけですね。それを私が文教にいたときをお願いさせていただいたんです。緊急経済対策があるので、1年ではなくて時限的に3年程度に延長してはどうかということで、今それを運用しているわけです。

それでそうなると、返還金の返済が非常に遅れてきたりと、いろいろな意味で県の財政的な負担が出てくると思うんですが、県としてはどんな影響が出てくると予想されていますか。

学校経理課長

今回は返還の期限のない猶予制度ということですので、免除制度とは異なりまして、いつかは返還金として戻ってくるわけでございます。ただし、この猶予をしている間につきましては、収入できないということになります。奨学金につきましては、返還金が次の奨学金貸付の重要な財源になるという制度でございますので、猶予の期間、返還金の収入が減るということは、奨学金の財源に大きな影響が出る、大きな課題になると考えております。

渡辺委員

私もそのとおりだと思うんです。今までの奨学金だって返さなきゃいけないのは同じわけだから、それにこの猶予制度があるわけだから、それで返還金がどこまで減するかというのは、当然まだ分からない話ですが、要は財政負担が少なからず出てくるということは予想されるわけです。もうちょっと言うと、今回の国からの猶予制度に関連して、その分、何らかの国からの補助だとか交付金の増額だとかということはセットでお話は来ているんでしょうか。

学校経理課長

現時点で文部科学省から来ております考え方の中には、お話にございましたような猶予に伴い一時的にせよ、収入が減るといふ部分について財源措置することはないと聞いてございます。ただ、この点につきましては、繰り返しになりますが、猶予期間中は返還金の収入が減る、すなわち奨学金の貸付財源に影響が出るということでございます。国が定めた制度で一時的にせよ県に負担が生ずるものでございますので、いわゆる臨時特例交付金の活用期間を超えて長期にわたり県の奨学金財源に影響を与えるというものでございますので、県の奨学金の運用実態を国に十分説明をしまして、言ってみればこの間のつなぎ財源の確保につきまして国に求めてまいりたいと考えております。

渡辺委員

これは大事な話だと思うので、是非そこについて、今は実態が見えていなくて制度チェックがしっかりできないですが、この猶予の影響は平成26年度のもっと先まで続くはずなので、当然その辺についても、申入れというか、要望はしっかりしていただきたいと思います。

これ以上この辺でつかかっても次に進まないのだから次に行きますが、今度は高校奨学金の予約奨学金制度について少し確認をさせていただきたいと思えます。この予約奨学金制度は平成21年度からスタートしたと聞いておりますけれども、申込実績はどうなっているのか、またそれについて予約奨学金の人数枠等はあるのか、併せて確認をしたいと思えます。

学校経理課長

本県の予約制度につきましては平成21年度の中学校3年生から実施してございますので、これまで現在も含めまして3年間運用をしております。この実績につきましては、平成21年度に申込みをいただいた方1,118名で、この方全員を採用としてございます。

次に、平成22年度に申込みをいただいた方は747名で、こちらも全員採用ということでございます。また今年度の状況ですが、798名の方から予約申込みをいただいております、全員を採用させていただいております。

渡辺委員

再確認で全員採用という御答弁でしたが、特に人数枠は設けていないということでしょうか。

学校経理課長

失礼をいたしました。予約申込みにあたりましては枠というものは設けておらず、その年々での申込みを頂いた方全員に、資格要件を満たしていれば全員に採用決定をするということでございます。

渡辺委員

理解をいたしました。この予約奨学金制度、非常に重要な制度だと思うんです。前もってそういうことが予約できていたら、その後の進学について不安がなく受験もできるということだと思うんです。

更に質問を進めていきたいんですが、これは予約奨学金制度とは違いますが、国の文部科学省の方で、要は給付型の奨学金という制度を試行して、結局3年間、予算編成がされずに、文科省で案をつくって概算要求してそこで切られたという話になっています。私も、給付型の奨学金という考え方は大事だなと思っているので、それに関連をして質問をさせていただきたいと思います。給付型奨学金として文科省が考えているいろいろな案があって、その資料がありまして、それによると、公立であっても私立であっても今は授業料が無償化をされていたりしますよね。それで、神奈川県は一部私学については入学金も9万9,000円を免除しているという制度がありますけれども、しかしながら授業料以外にもかかるお金が結構あるということで、その一部を補助する意味で、大きな給付型はできないけれども、少額の給付金というのをまず試行していこうということで、3年間文科省は試行してきたということです。

どういうことかということ、文科省の資料に、平成20年の子どもの学習費調査というのがありまして、これによると、授業料だとか、あと特に私学の場合だったら学校の寄附金だとか納付金が結構大きいわけです。これは20万円ぐらいあります。

あと制服だとか通学費だとか修学旅行費だとか教科書代、こういうものを様々ざっくり換算すると、神奈川県は平均よりもちょっと低いとは思いますが、公立の場合で年間約36万円弱、私学の場合はこの時点では年間78万円という平均値が出ています。これで今の高校奨学金を活用していくと、授業料以外の支出というのが、公立の場合は、24万円になっています。そして私立の場合は46万円という数字になっています。

そうなってくると、今の神奈川県は奨学金制度を使えば、公立は月2万円だと年間24万ですから、お金に色が付いていないということになれば、授業料以外の支出も賄えると。私学についても高校奨学金48万円をフルに借りれるので、それを借りれば授業料以外の費用も賄えるという計算になってきますが、この文科省の資料の中には入学金が入っていないんです。

先ほど言った入学金については、神奈川県は私学の平均が20万円、神奈川県が学費補助しているのがそのうち9万9,000円、差額が約10万円あります。そういうことを考えると、国はの中で教科書代等の図書費についての1万8,000円

とか1万9,000円という少額をとりあえず給付型の奨学金で予算措置しようとして、認められていないわけです。

国ですらこんなことを考えているのであって、私は何が言いたいかというと、入学時の大きな負担が必要なとき、入学金だとか制服だとか通学費の定期だとかが出るときに、後で予約奨学金のお話とも関連させますが、もう少し何か、入学一時金的な奨学金の増額ということは考えられないのかと考えているということとして、まずそれについてお聞きしたいと思います。

学校経理課長

本県の奨学金は、平成20年度までは急増する希望者に対しまして、毎年200名以上の採用者が出ているという状況でございましたが、平成21年度以降、国からの臨時特例交付金を活用しながら、ようやく約20億円の受付規模を確保し、国公立2万円、私立4万円の貸付月額で、採用者を減らすことなく、合計で約5,000名の希望者全員に貸付を行っておるという状況でございます。

新入学時につきましては、入学金を含め多くの学資が必要となるという状況につきまして、貸付額の増額は一定の助けになると理解してございますが、今回、3年間の臨時特例交付金について追加交付を受けましたが、現在も引き続く厳しい財政状況の中では、今後も臨時特例交付金を活用しながら採用者を減らすことなく、希望者全員に奨学金の貸付けを行っていくということを第一に考えますと、貸付額の増額は大変厳しいと考えております。

渡辺委員

私も県議会の中にいるので県の財政が非常に厳しいことは理解をしておりますし、また先々についても、先週、財政の見通しという話が出されまして、我々もショックを受けているわけですが、そういう意味では財政が厳しいという部分も分かります。

しかしながら、国も本当は実現したかった給付型の奨学金について、国だって財政が厳しい折だから多くの金額はできないけれども、教科書購入の部分については、3年かかってその都度つぶされていますけれども、やろうとしている。そのことは、当然財政との兼ね合いだと思いますけれども、県の方もそういうことを視野に入れながら、しっかり検討をお願いをしたいなと思います。

そういう一時金については、私は是非お願いをしたいなと思うのですが、すぐにそういう一時金のような増額ができないということでありました。そこで次に質問いたしますけれども、要は今一般の奨学金については4月から手続に入って、大体6月頃に決定をして、7月ぐらいから給付という制度になっていますよね。それに対して、予約奨学金、これは自分が必ず貸付けを受けられるようになることが担保されるけれども、実際の支給は現状の制度でも5月というふうに私は認識しております。この5月という貸付けの開始月を、もうちょっと早くできないかなと私は思います。

一番お金がかかるのは実際は4月、若しくは私学の場合は3月ですよね。これは教育委員会で検討していただいて、高校の公立入試の後期が終わって結果

が出た後まで一応は待っていただくような話合いがあつて、3月一杯の入学金納入でいよいよやっていたいでいる、これは評価します。

しかしながら、3月だとか4月にそういう大金というか、お金をどうしても納入しなくてはいけないということを考えたときに、全体とは言いませんよ、予約奨学金は今の制度でも2月中には確定をしているのだと私は思いますので、確定をしている中でもう少し早く支給するとか、例えば私学協会なのか学校なのか分かりませんが、県がお墨付きの証明を出して、例えば入学の納入時期の延長だとか、若しくは私学に対して県が奨学金を直接納入するとか、そんな制度をつくって、なるべくこの4月の時点、3月の時点で負担がかからない制度にするべきだと思いますけれども、考え方をお示し願います。

学校経理課長

予約制度につきましては委員御指摘のとおり、正式には高校に入学してからの正式な申込みということになりますので、いわゆる入学手続の際の納付金の期限は制度上間に合わないということではございますが、なるべく早く支給をしたいと私どもは考えております。

つきましては、例えば特に経済的な理由からなるべく早く奨学金を必要とするような生徒さん、例えば生活保護世帯の生徒さんにつきましては、具体的な事務としてやっていますのは、高等学校ですので学校の方とも相談しながらではあります、なるべく早くその生徒さんの分だけでも最優先で手続を進めるといふ改善、あるいはそういう生徒さんについては神奈川県私立中学高等学校協会を通じまして、各学校の方にそういう特に経済的な理由から学費の納入が厳しいという方について、奨学金の採用が決まったということをもって、その分の金額について納付期限を猶予してもらえないかという点について、各学校の方に丁寧に状況を説明して、お願いしてまいりたいと考えております。

渡辺委員

時間がないので、最後にもう一つだけ今のに関連して、御相談とかという話がありましたけれども、私はそういう曖昧な形ではいけないんだろうと思うんです。要はルールづくりをしっかりとされて、冒頭私が質問しましたけれども、返還猶予、借りた後のことで経済対策、緊急避難的なものとして県の教育委員会もそれを議論するわけです。

後ろのことは議論するんだから、問題は今度は頭の部分で、経済的に厳しい方々に対してしっかり議論をし、それもお願いとかではなくて、ルールづくりをしっかりと、しっかり対応していくべきだと思います。そうしないと貸付前と貸付けの後でうまくバランスがとれないと私は思うので、もうちょっと具体的にルールづくりをやっていくのか、やっていかないのか、その辺の明確な御答弁をどなたかにいただきたいと思います。

学校経理課長

先ほど例えばということで申し上げさせていただきましたが、一刻も早く奨学金の支給を受ける必要のある世帯等に限定するような形でルール化できない

のかとか、私どもの方で一定の案を示した上で、各学校の方に強く働き掛けをしてまいりたいと考えております。

教育局企画調整部長

今、4月より前ということだと、3月とか2月のお話がありましたけれども、委員からお話がありました。前年度3月とか2月に奨学金を交付するという場合に、いろいろな問題点についてまだ私どもで把握できてないということがございます。現実には例えば、これは私の想像ですけれども、私学を複数受験される方はいらっしゃるかもしれないですけれども、そういう場合だとか、いろいろまだ解明できない、私どもも問題点を把握できていないこともあると思います。ですから、先ほど貸付額の増額のお話や、それから前倒しというお話がありましたけれども、特にこの前倒しについてはまだ課題が分かっておりませんので、まずは十分にできるものなのかどうかを含めて、検討したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

渡辺委員

分かりました。確かに、様々な問題が発生する可能性はあるので、ここはスピード感を持ちながらも、慎重にやっていただきたいと思います。ただ先ほど課長の御答弁がありました。その中で是非加味していただきたいのは、私は、予約奨学金という制度の設計から見れば、生活保護世帯に限定するという表現は私はいかがなものかと思えます。

なぜかといえば、これは教育委員会ではなくて、県民企業のお話になるかもしれませんが、要は高校の授業料無償化に伴う神奈川県単の措置として、就学支援を上乗せしています。これについては、生活保護世帯だけではなくて、年収250万、350万、500万円の世帯も非常に苦しい環境にあるということで、取り組んでいただいて、特に今年度は350万円までの年収世帯について、更に県単措置を上乗せするという予算措置がされている。そういうことも加味すると、本当に苦しいのは生活保護世帯だけではないということをしっかり考えに入れていただいて、制度設計、ルール設計を検討していただきたいということを述べさせていただいて、私の質問を終わります。